

今月の経理情報

2005年4月

今回のテーマ： 電子公告

2005年2月1日施行の改正商法により、電子公告制度が導入されました。

1 電子公告とは？

電子公告とは「電磁的方法で法務省令に定められた、不特定多数の者がその公告すべき内容たる情報の提供を受けることができる状態に置く措置をとること」をいいます。公告をインターネット上の無料で閲覧可能なホームページ(以下、HP)に掲載することになります。

2 導入手続き

電子公告を行うためには、株主総会の特別決議により定款を変更し、公告を行うHPのアドレスを登記する必要があります。

3 公告の流れ

電子公告を公告方法と定めた会社が公告を行う場合は、つぎのとおりです。

調査機関*への電子公告調査委託(の2営業日前までに)

調査機関による法務大臣への報告(の行政機関の休日を除く2日前までに)

公告開始(公告事項の種類に応じて定められた期間掲載しておく必要があります)

調査結果を調査委託会社に通知(登記の際の公告をしたことを証する書面にもなります)

*調査機関とは公告内容が間違いなく不特定多数の者によってアクセス可能な状態にあったかなどを調査する機関をいいます。調査機関として2005年3月17日現在で法務省に登録されているのは(株)NTTデータのみです。

決算公告の場合は、調査機関による調査は必要ありません。

4 その他

1) 調査料金(株)NTTデータのHPの料金表による)

・公告期間3ヶ月未満の場合は20万円、公告期間3ヶ月以上 30万円

官報公告の料金(概ね数万円)と比較すると高いですが、日本経済新聞等日刊紙へ公告を行っている企業の場合、コストダウンになります。例えば、日本経済新聞：6.9cm×3cmで360,000円。

2) 公告情報にアクセスできない、公告が改竄されたことなど公告の中断があった場合は、法律上公告をしたことになりません。

ただし、中断があってもつぎの場合は有効です。

- ・公告の中断において会社が善意で重過失又は正当の事由があること
- ・公告の中断期間が公告期間の10分の1以下であること
- ・公告の中断を知った後速やかにその内容等を併せて公告

お見逃しなく！

電子公告を採用した会社でも、合併や減資など債権者保護手続きが必要な場合には、官報公告も必要です。

* 情報提供：A S Gグループ(グラント・ソントン 加盟事務所) A S G マネジメント(株)